

給食業務提案審査委員会設置要領

(設置)

第1条 臼田学園に導入する給食業務委託について審議するため、給食業務提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、臼田学園の給食業務を委託する業者の審査に関することについて、審議する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

非 公 表

3 委員長は、非公表をもって充てる。副委員長は、委員長が選任する。

4 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(審議結果の報告)

第6条 委員会における審議結果については、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、臼田学園総務係において処理する。

附 則

この要領は、令和元年 5月27日から施行する

この要領は、令和3年11月30日から施行する